

## NSW州における新型コロナウイルス対策の概要(4月24日現在)

豪州における新型コロナウイルス対策の概要全般については在豪州日本大使館の情報(<https://www.au.emb-japan.go.jp/files/100023087.pdf>)に詳しく記載されていますので良く参考にしてください。

上記以外のNSW州における新型コロナウイルス関連情報は以下のとおりです。

### 1 電話相談窓口

NSW州において新型コロナウイルスに関する健康問題を相談したい場合は政府電話相談窓口「1800-020-080」(24時間対応)に電話してください。新型コロナウイルス関連で健康問題以外の質問は政府電話相談窓口「13 77 88」(24時間対応)に電話してください。<https://www.health.nsw.gov.au/Infectious/diseases/Documents/who-to-call.pdf>

州内において日本語でお問い合わせ可能な一般開業医(GP)はこちらをご覧ください([https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/consul/gp\\_list.pdf](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/consul/gp_list.pdf))。遠隔医療サービス(Telehealth)も利用できます。なお、NSW州では症状のある場合誰でも新型コロナウイルス検査を指定の場所にて受けることが可能です。

<https://www.nsw.gov.au/covid-19/how-to-protect-yourself-and-others/clinics>

### 2 罰則

NSW州警察は新型コロナウイルス感染拡大を防ぐための行動制限措置に違反した現行犯に対し、その場で1,000ドルの罰金を科すことが可能です。またすべての労働者に対し故意に咳や唾をした者はその場で5,000ドルの罰金を科され拘留される可能性があります。

### 3 国外からNSW州への入国

国外からNSW州に入国する場合は空港から州政府によって指定されたホテルに移送され、14日間の隔離を行うことが義務づけられます。NSW州警察は空港での家族や知人の出迎えを禁止しています。

### 4 州境規制

NSW州は州境の閉鎖は行っていません。他州からNSW州に入る場合は、自己隔離を行う必要はありません。

### 5 州内移動

NSW州政府は定められた合理的理由(<https://preview.nsw.gov.au/covid-19/what->

[you-can-and-cant-do-under-rules](#))による外出以外は許可しておらず、州民は自宅に留まることが求められています。

## 6 国内移動規制

クイーンズランド州(QLD)及び西オーストラリア州(WA)は州境を閉鎖しています。南オーストラリア州(SA), タスマニア州(TAS), 北部準州(NT)では他州からの入州者に14日間の隔離が義務づけられています。

## 7 学校関連

NSW州公立学校の第2学期(4月27日～7月3日)に関し、4月27, 28日は教員による準備作業のため登校不可, 4月29日から5月8日までは前学期の終わりと同様に開校はしませんが可能な限り自宅にてオンライン学習することが推奨されています。5月11日より対面授業が再開されますが、生徒の登校は輪番制で週1回から開始され、登校日外は自宅でのオンライン学習となります。その後段階的に登校頻度が増え、第3学期が始まるまでには週5日の対面授業が行われる予定です。登校日の調整は各学校に任されており、保護者には今後各学校から連絡が行われます。

<https://education.nsw.gov.au/covid-19/advice-for-families#School0>

NSW州からの資金を得ているプリスクール及びチャイルドケアセンターに通う3～5歳児の学費は今後6ヶ月間無料となります。<https://www.nsw.gov.au/news/free-preschool-nsw-for-up-to-six-months>

※NSW州政府コロナウイルス関連情報は以下のサイトでご確認ください。(同サイトは日本語でも見られます。画面右上の”Change language“をクリックし”Japanese“を選択してください)

<https://www.nsw.gov.au/covid-19>